



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年3月26日（金） 第9887号

目次

	ページ
規 則	
○温泉法施行細則の一部を改正する規則（薬務課）	2
○群馬県馬事公苑 ^{えん} の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（畜産課）	5
○群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（イベント産業振興課）	6
○群馬県道路占用規則の一部を改正する規則（道路管理課）	6
人事委員会規則	
○勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	8
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	8
○群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則	8
○群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	8
公安委員会規則	
○群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（交通規制課）	10
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（同）	10
企業管理規程	
○群馬県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程（水道課）	12
正 誤	
○令和2年5月19日群馬県告示第143号（道路管理課）	14

■規則

温泉法施行細則の一部を改正する規則を(ハ)に公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十四号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(昭和四十三年群馬県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「印」を「印」

ゆう出路の口径、深さ その他掘削の工事の施工方法	口径 深さ mm
-----------------------------	----------------

を

湧出路の口径、深さ その他掘削の工事の施工方法	口径 深さ mm
----------------------------	----------------

を

別記様式第二号中「印」を「印」

- 注1 申請者の住所及び氏名は、申請者が法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
- 2 二人以上の共同申請の場合には、代表者について所定事項を記入し、その他の者については別紙に住所及び氏名を記載すること。
- 3 「工事の施工方法」の(1)には掘削の形態、たとえば垂直掘等について記載すること。

掘削許可等を受けた日	年 月 日 (第 号)
------------	-------------

を

掘削許可等を受けた日 (許 可 番 号)	年 月 日 (第 号)
---------------------------	----------------

を

別記様式第三号中「印」を「印」

- 注1 申請者の住所及び氏名は、申請者が法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

- 2 二人以上の共同申請の場合には、代表者について所定事項を記入し、その他の者については別紙に住所及び氏名を記載すること。

合併により消滅する法人又は合併前の法人及び合併後しくは合併により設立される法人又は分割により承継する法人の事業を承継する法人の主たる事務所所在地及び名称並びに代表者の氏名	事務所 所在地	
	名 称	
	代 表 者	

を

合併により消滅する法人又は分割前の法人	事務所 所在地	
	名 称	
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により承継する法人	事務所 所在地	
	名 称	
	代 表 者 名	

を

掘削許可等を受けた日	年 月 日
------------	-------

を

掘削許可等を受けた日 (許 可 番 号)	年 月 日 (第 号)
---------------------------	----------------

を

承継する法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名	代表者	
法第十五条第一項の許可を受けた日		年 月 日

合併により消滅する法人又は分割前の法人	事務所所在地	
	名称	
	代表者名	
	事務所所在地	
	名称	
代表者名		
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により温泉を公共の浴用若しくは飲用に供する事業を承継する法人	事務所所在地	
	名称	
	代表者名	
法第十五条第一項の許可を受けた日(第 号)		年 月 日(第 号)

別記様式第十八号中「印」及び「受けたいので」を削ぎ、

法第十五条第一項の許可を受けた日	年 月 日
------------------	-------

法第十五条第一項の許可を受けた日(第 号)	年 月 日(第 号)
-----------------------	------------

注1 注1を削ぎ、注2を注1とする。
 別記様式第十九号中「印」を削ぎ、「届出ます」を「届け出ます」に改め、同様注を次のように改める。
 注1 届出者の住所及び氏名は、届出者が法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
 2 二人以上の共同届出の場合には、代表者について所定事項を記入し、その他の者については別紙に住所及び氏名を記載すること。

別記様式第二十号中「印」を削ぎ、「の有する」を「が有する」に改め、同様注を次のように改める。

注1 申請者の住所及び氏名又は名称は、申請者が法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
 2 二人以上の共同申請の場合には、代表者について所定事項を記入し、その他の者については別紙に住所及び氏名を記載すること。
 別記様式第二十一号中「印」を削ぎ、「届出ます」を「届け出ます」に改め、同様注を次のように改める。

注1 届出者の住所及び氏名は、届出者が法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
 2 二人以上の共同届出の場合には、代表者について所定事項を記入し、その他の者については別紙に住所及び氏名を記載すること。
 別記様式第二十二号中「印」を削ぎ、「届出ます」を「届け出ます」に改め、同様注を次のように改める。

注1 届出者の住所及び氏名は、届出者が法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。
 2 二人以上の共同届出の場合には、代表者について所定事項を記入し、その他の者については別紙に住所及び氏名を記載すること。

- 附 則
- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 - この規則の施行の際現に改正前の温泉法施行細則の規定により提出された申請書等は、改正後の温泉法施行細則により提出されたものとみなす。
 - この規則の施行の際現に改正前の温泉法施行細則の規定により作成された用紙は、その間の間、便宜補正して使用することができる。

群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県規則第五十五号

群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県馬事公苑の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和六十一年群馬県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中 「代 表 者 氏 名」を「代 表 者 氏 名」に改め、
 「また」の次に、「事実確認に必要な情報を申請者より提供していただき」を挿入し、
 別記様式第二号中 「代 表 者 氏 名」を「代 表 者 氏 名」に改め、
 別記様式第三号中 「代 表 者 氏 名」を「代 表 者 氏 名」に改め、

「利用責任者氏名
生年月日・性別」を「利用責任者氏名」に、

男	人	女	人
計		人	

を

「
人
」

に改め、「また」の次に、「事実確認に必要な情報を申
請書より提供していただき」を加える。

別記様式第六号から別記様式第八号までの規定中
「代表者氏名
生年月日・性別」
を「代表者氏名」に改める。

- 附則
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県馬事公苑えんの設置及び管理に関する条例施行規則の規定により作成されている申請書の用紙は、改正後の同規則の規定にかかわらず、当分の間、適宜補正して使用することができる。

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十六号

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（令和元年群馬県規則第八号）の一部を次のように改正する。
別表第一共通の項中

プロジェクトA	一台につき一日	八〇、〇〇〇円
プロジェクトB		三一、〇〇〇円
プロジェクトC		二五、〇〇〇円
プロジェクトD		一一、〇〇〇円
プロジェクトE		五、〇〇〇円

を

プロジェクトA	一台につき一日	一六五、〇〇〇円
プロジェクトB		八〇、〇〇〇円
プロジェクトC		三一、〇〇〇円
プロジェクトD		二五、〇〇〇円
プロジェクトE		一一、〇〇〇円
プロジェクトF		五、〇〇〇円

に、

仮設ステージ（小）		一、〇〇〇円
-----------	--	--------

を

仮設ステージ（小）		一、〇〇〇円
スタンド式LEDフレネ		一、〇〇〇円
ルタイプスポットライト		一、〇〇〇円
クランク式ハイスタンド		一、〇〇〇円

に、

ホワイトボード		五〇〇円
---------	--	------

を

ホワイトボード		五〇〇円
ローリングタワー	一段につき一日	三、三〇〇円

に改める。

- 附則
- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
 - 2 この規則の施行の際現に利用の承認を得ている者に係る当該承認に係る使用料の額については、なお従前の例による。

群馬県道路路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県規則第五十七号

群馬県道路路占用規則の一部を改正する規則

群馬県道路路占用規則(昭和五十七年群馬県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第八号中「五」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

■ 人事委員会規則

勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県人事委員会規則第五号

勤務条件の措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件の措置の要求に関する規則(昭和二十六年群馬県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「次の各号」を「次」に、「署名押印」を「記名」に改める。
別記様式第一号から別記様式第三号までの規定中「卅」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県人事委員会規則第六号

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第四号中「場合」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情になる場合を含む。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 職員が不妊治療を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において六日の範囲内の期間

第十二条第一項第十六号中「七月(条例第四条第二項の規定により四週間ごとの期間につき八日の週休日設けられ、かつ、当該期間につき一週間当たり三十八時間四十五分となるように勤務時間を割り振られた職員及び同項ただし書の規定により四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日設けられた職員)については、六月)から九月)まで」を「六月から十月)に改め、同条第二項及び第三項中「第四号」を「から第四号の二まで」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第一項第三号の二ホ」の下に「第四号の二」を加える。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県人事委員会規則第七号

群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成十二年群馬県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。
別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「卅」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十六日

群馬県人事委員会規則第八号

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号の次に次の二号を加える。

七の二 妊娠中又は出産後一年以内の女子の会計年度任用職員が、母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査(以下「保健指導等」という。)を受ける場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 次に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ次に定める回数(当該保健指導等を行う医師等に特別の指示を受けた場合には、いずれの区分についてもその指示された回数)で、一回につき一日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間

- イ 妊娠二十三週までの期間 四週間に一回
- ロ 妊娠二十四週から三十五週までの期間 二週間に一回
- ハ 妊娠三十六週から出産までの期間 一週間に一回
- ニ 出産後一年までの期間 出産後一年間に一回

七の三 妊娠中の女子の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に支障を与える程度に及ぶ場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

第十二条第一項第八号中「会計年度任用職員(」の下に「一週間の勤務日が五日以上とされている会計年度任用職員又は」を加え、「七月から九月」を「六月から十月」に改め、同条第二項中「第十三号及び第十四号」を「第十一号及び第十二号」に改め、同項第九号中「母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第十條に規定する保健指導又は同法第十三條に規定する健康診査(以下「保健指導等」という。)」を「保健指導等」に改め、同項中第十号及び第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号を第十一号とし、第十四号を第十二号とする。

附則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項第八号の改正規定(「会計年度任用職員(」の下に「一週間の勤務日が五日以上とされている会計年度任用職員又は」を加える部分に限る。))は、公布の日から施行する。
- 2 令和二年四月一日からこの規則の公布の日の前日までの間に一週間の勤務日が五日以上とされている会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十二条の二第一項第一号に規定する職員及び同項第二号に規定する職員をいう。))に対して与えられた第十二条第一項第八号に定める期間の有給休暇(以下「有給休暇」という。))は、改正後の第十二条第一項第八号の規定(「会計年度任用職員(」の下に「一週間の勤務日が五日以上とされている会計年度任用職員又は」を加える部分に限る。))により与えられた有給休暇とみなす。

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

群馬県公安委員会委員長 石田弘義

群馬県公安委員会規則第5号

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例施行規則（平成12年群馬県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「規定する学校」の次に「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、同法第59条の2第1項に規定する施設、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第3条第1項第1号に規定する申請をしている者の当該申請に係る手数料の減免については、なお従前の例による。

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

群馬県公安委員会委員長 石田弘義

群馬県公安委員会規則第6号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3国道122号の項中「群馬県邑楽郡邑楽町大字中野3510番地1から群馬県邑楽郡明和町川俣26番地まで」を「群馬県邑楽郡邑楽町大字中野3510番地1から群馬県館林市小桑原948番地1まで
群馬県館林市菅木町2447番地4から群馬県邑楽郡明和町川俣26番地まで」に改め、同表国道291号の項中「群馬県前橋市田口町字下田尻134番地1から群馬県渋川市半田字入道林1742番地1まで」を「群馬県前橋市田口町字下田尻134番地1から群馬県渋川市半田字入道林1742番地1まで
群馬県渋川市渋川1120番地4から群馬県渋川市中郷514番地6まで」に改め、同表国道354号の項中「字天神悪戸1079番地の2」を「2316番地の2」に、「群馬県館林市羽附旭町409番地の1から群馬県邑楽郡板倉町大字板倉字小保呂254番地の1まで」を「群馬県館林市羽附旭町409番地
群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬地の1から群馬県邑楽郡板倉町大字板倉字小保呂254番地の1まで」に改め、同表主要地方道高崎渋川線の項中「群馬県高崎市大八木町3000番地11から群馬県高崎市小八木町812番地8まで」を「群馬県高崎市大八木町3000番地11から群馬県高崎市小八木町812番地8まで
群馬県高崎市金古町72番地1から群馬県渋川市行幸田63番地1まで」に改め、同表主要地方道高崎神流秩父線の項中

「群馬県高崎市吉井町吉井甲58番地から群馬県高崎市吉井町東谷786番地まで」を
群馬県高崎市吉井町池3
群馬県高崎市吉井町池3

甲58番地から群馬県高崎市吉井町東谷786番地まで
8番地1から群馬県高崎市吉井町本郷3番地1まで に改め、同表に次のように加える。
8番地1から群馬県高崎市吉井町吉井川396番地1まで」

町道3525号線	群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬字中新田8245番地から群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬字天神悪戸1079番地の2まで
----------	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

■ 企業管理規程

群馬県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和三年三月二十六日

群馬県企業管理規程第四号

群馬県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

群馬県工業用水道条例施行規程(昭和四十年群馬県企業管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号一の面中 「氏 生年月日・性別 名」を「氏 生年月日・性別 名」に、「氏名の」を「及び氏名の」に改め、「生年月日及び性別」を配り、同様式一の面別紙中

群馬県企業管理者 中島 啓介

生年月日	性別	郵便番号	住所

を

生年月日	郵便番号	住所

に改め、同様式二の面中

「氏 生年月日・性別 名」を「氏 生年月日・性別 名」に、「氏名の」を「及び氏名の」に改め、「生年月日及び性別」を配り、別記様式第五号中「印」を配り、別記様式第八号中「氏 生年月日・性別 名」を「氏 生年月日・性別 名」に、「氏名の」を「及び氏名の」に改め、「生年月日及び性別」を配り、別記様式第十号及び別記様式第十一号中「印」を配り、別記様式第十二号表面を次のように改める。

第 号	群馬県工業用水道給水施設等検査員証	5 ・ 5 センチメートル
	写真	所属氏名
	年 月 日交付	群馬県企業管理者 印
		9センチメートル

別記様式第十二号裏面中「の検査」の次に「の業務」を加える。

■ 正 誤

○告示正誤

令和2年5月19日群馬県告示第143号(道路の区域変更)

発行番号	ページ	行	誤	正
第9800号	3	22	同市同161番地先まで	邑楽郡大泉町大字寄木戸字山王 161番地先まで

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111